

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成27年6月23日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

委員

奥村秀定	高橋春男	嵩さやか	土佐昭一郎
中山直子	西村睦生	畑中良彦	沼倉良郎
松並重雄	渡邊純一		

事務局等

今野事務局長	工藤首席家裁調査官	大山首席書記官	宮城事務局次長
大友総務課長	三森主任家裁調査官	油本主任家裁調査官	今野総務課課長
補佐	二瓶総務課庶務係長		

4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者の発言）

委員の紹介

委員長の選任及び委員長代理の指名

互選により、松並重雄委員（仙台家庭裁判所長）が委員長に選任された。

委員長は、中山直子委員を委員長代理に指名した。

本日のテーマである、家庭裁判所における家庭裁判所調査官の役割等に関し、家庭裁判所から説明

意見交換概要

別紙のとおり

次回テーマ

■：次回テーマにつき、御意見があればいただきたい。

●：（意見なし）

■：次回テーマにつき、希望等があれば、7月31日までに総務課課長補佐までお知らせ願いたい。その後、裁判所で検討した上、次回テーマを決定しお知らせする。

●：異議なし。

次回期日

平成27年11月17日（火）午後1時30分から午後3時30分

(別紙)

意見交換概要

- ： 今回のテーマについて御意見、御感想をいただきたい。
- ： 子どもの心の安定とか子どもの立場等を考えて面会交流を実施しているというのは、非常に良いと思う。7歳というのは、心の成長とか心の安定を考えると、養育者、この事例の場合はお母さんに対してだが、お父さんに実際に会った時に会いたくないと話しているため、年齢によっての難しさがある。今回は、非常に上手くいったケースだが、そういう言葉と思いと乖離を見てほしい。

少年事件に関しては、養育関係についてだが、子どもが二人いた場合、放置されたとか、無視されたとか、そういうものが非常に子どもの心に影響する。今回話を聞くと、お父さんが暴力的で、お母さんが下の子より上の子に愛情を注いだということが、広い意味で身体的虐待とか精神的虐待ということがいえる。

ただ、こういうふうに表示って障害を持つようにならないのであれば、反抗挑戦性障害等は、自然に治ってくる。虐待が強い場合には、後遺症が非常に懸念されるので、少年事件の場合は、虐待があるということを常に意識に入れておく必要がある。虐待については、保護者もなかなか話さないし、子どもも、養育者を失いたくない、親を守るという気持ちから話そうとしない。そういうことも考えながら子どもに接してほしい。
- ： 調査の中では、人間関係の深いところまで切り込まなくてはいけないことがあり、非常に心理的ストレスもかかると思う。その辺りのフォロー態勢とか、研修態勢がどのようになっているか教えてもらいたい。
- ： 養成課程の研修は、基本的に、座学と実務の両方がある。研修所に入所して、当初三箇月くらいは座学を行い、その後の約1年間は採用庁で家事事件と少年事件の実務レベルでの研修を、指導担当者の下で行う。その後、再度研修所に戻って座学をする。

座学は、いろいろな学部出身者がいるので、基本的な少年法、家事手続法、民法、刑法に加え、行動科学の講義や面接のロールプレイの学習をし、2年間で大体力量が一律になるようにしている。
- ： 三箇月の座学の後の研修期間には調査官として仕事をするのか。
- ： その間は、調査官補の立場にあるので、管理職の主任調査官が担当している事件の補助として関与する。見学ではなく、裁判所職員として働きながら研修を受ける形になる。
- ： 3.11以降、大人でも精神的なトラブルがあると聞く。3.11以降、調査官が関わる事案が増えているのか、事件で内容に変化があるのかどうなのか聞きたい。

また、調査官になった後、広い知識がないと的確に答えるのが大変だと聞く。サポーター制度というか、補助してくれるような他の機関と連携していくというのはあると思うが、OBとか、家庭の問題に長けた方の補助とか、そういう仕組みを作ると、手厚いサポートができると思う。
- ： 困難な事件の調査では共同調査を行っている。例えば、事件の性質に応じて男性主任調査官と女性調査官とで共同調査をしている。

大震災後、家事事件はそれ程増えてはいないが、少年事件は、最近10年で少子化とともに半減している。

サポート態勢としては、共同調査を組むなどしている。また、養成研修は約2年間で終了するが、自己研さんに加え、自庁の研修、高裁単位の研修、中央の研修がある。さらに、各庁で医師等の専門家からも指導を受けている。

- ： 面接が主流になる中で、聴覚障害の方の場合、手話でやり取りをすとか、方法があれば教えてほしい。
- ： どこの庁でも、通訳を付けるなどして配慮している。面接技法の関係では、各庁において常に訓練を行っている。
- ： 調査官に興味があるが、HPを見てもよく分からないという学生がいたので、HPを見やすくしてもらいたい。

我々の10数年の活動の中で、不登校や高校中退、母親がいなくなったことをきっかけに、非行に走るという話を聞く。親がいなくなった場合、祖父母が養育することも聞く。そのような背景事情について分かりやすく説明してほしい。

- ： 不登校とか、親がいなくて、虐待で祖父母が引き取っている場合もある。虐待までいなくても、親が祖父母に子どもを預けっ放しで、親の機能を果たしていないということがある。

実務的には、そのような場合でも権利保障の観点から、親権者の話を聞く機会を確保する一方で、祖父母からは、事実上の保護者という観点で話を聞いたり、家庭訪問をすることがある。そういう場合、世代間のギャップを聞くことがある。スマートフォン等が非行の背景になっているケースでは、孫に指導をしたいが、孫が何をやっているのか分からず、「とにかく叱っている。」という方もおり、指導が難しい。そういった場合には、保護観察による指導の可能性を検討するなど、ケースごとに工夫している。

- ： 家庭裁判所調査官に期待するものについて、御意見をいただきたい。
- ： 少年事件の非行のメカニズムを分析することは非常に難しい。家庭ごとに事情は異なるし、どこまでさかのぼるのかということがある。親子関係は、3歳までに決まるというが、その時に愛情とか、そういった土台がしっかりできてそこから枝葉が伸びてくることになる。非行が起きた時にそこだけ引っ張っても、土台がぐらついていると解決しないということがあるので、養育歴、生活歴をある程度さかのぼることが必要だと思う。脳の発達から見ると、神経細胞、脳細胞の成長は、12歳頃になるとピークになる。そこまでは、成人よりも比較的回復しやすいが、それを過ぎると、非常に難しくなってくる。例えば、心の傷を負ったお子さんの場合には、何年単位で指導していくということがある。こういうケースには、時間をかけて指導していただきたい。調査官が抱えている事件も非常に多く、時間のない中での調査になるが、そういう意識も持ってほしい。何か心理面に関する意見等が必要な場合は、協力したい。
- ： 家事であれば代理人、少年事件であれば付添人である弁護士との情報交換をしながら、事件の適切な解決ができればよいと考える。
- ： 調査官の仕事の大変さと同時に、責任の重さを感じた。家庭裁判所は、本来我々にとって身近なものを扱う場所であり、話し合いによる解決が望ましいが、そうならずに裁判に発展することもあるかと思う。その中で、キーマン的な立場で関わる調査官の役割は、重要になると思う。

そうなる、一人一人の力量をアップしてもらいが必要があり、その能力をいっそう高めることを期待するしかない。その際に、専門知識をマスターするというのは当然であり、それだけではなく、保護者あるいは少年にも受け入れてもらえるような包容力等が必要になると思う。それは、単に専門知識だけではなく、プラスして、人間味の出てくるような、そういったことを経験する機会を設ける必要もある。

一般の方が調査官と聞いても何のことか分からないということもあるが、実は、大変な仕事をしている、大変重たい仕事をしているということをもっともっとアピールしてもいいと思う。

- ： 調査官が任官後、どのようにして研さんするのか説明したい。
- ： 先に説明した共同調査のほかに、上司による指導監督という形で、担当調査官の調査方法や内容について指導することがある。調査官個人が調査を請け負うということではなく、チームとして請け負っているという意識で相互研さんをしている。
若手調査官が、担当したケースについて、ケース検討会という形で調査の在り方を振り返るような研さんもやっている。
- ： 「人材の確保に向けて」について説明したい。
- （採用試験の広報等の実情について説明）
- ： 御意見等いかがか。
- ： 感想になるが、司法試験の受験者数もかなり減っている。これを打開するには、なかなか決定打がない。やりがいがあって、責任の重い仕事を今の若者は敬遠すると思う。例えば、医者の世界でも、かつては花形といわれた外科を志望するのは減っていると聞く。どのようにして、やりがいがあって責任が重い仕事に就いてもらうかは、本当に頭を悩ませることだと思う。
- ： 家庭裁判所調査官を一般の方があまり知らないという話もあった。もっと知ってもらうために、どうしたらよいかということに関して御意見はないか。
- ： そういうことを知ってもらうための試みとして、ドラマ等があればいいと思った。ほかに、大学のOBである調査官の活用はどうか。
- ： OBの活用等について、調査官から説明する。
- ： OBから学生に話をしてもらうことは良い方法だと思うが、裁判所として特定の大学のOBにだけ依頼することには難しい面もあるため、実際には行っていない。
なお、以前、調査官を主人公としたドラマが放映された時には、志望者数が増えたとも聞いており、ドラマの影響力は大きいと感じた。
- ： 法学部のゼミを行っているが、調査官に合格した学生は一人くらいしかいなかった。あまり授業でも取り上げないし、広くは認知されていない可能性があると思う。採用パンフレット等を、ゼミの時に配ることがあれば、希望する学生も増えると思うが、法学部だと、他の分野を勉強しなければいけないので、難しいと思う。今の学生は、安定志向で、厳しいところに果敢に挑戦することはあまりないが、各ゼミでパンフレット等を配布すること等は効果的と思う。
- ： 実は、平成27年度の試験から、試験科目と試験地の見直しがされている。
昨年までは一次の専門試験について、心理学、社会学、社会福祉学、教育学の4分野から1分野を選択して6題の問題に答える形だったが、今年度からは、心理学等の

人間関係諸科学科目 1 2 科目と法律学科目 3 科目の合計 1 5 科目から、3 科目を選択して受験できるようになった。3 科目のうち人間関係諸科学科目から少なくとも 1 科目を選択する必要があるが、法学部の学生も受験しやすくなった。

また、他の公務員を併願しての受験も可能で、特別に家裁調査官の勉強をしなくとも受けられるようになっている。さらに、一次、二次の試験地も拡大されている。

- ： 調査官は女性が多いと聞いた。当然ながら全国転勤ということがあるが、結婚している場合、相手も転勤をする職業だとすると、中々接点を見いだして行くことが難しい。夫婦どちらもすれ違いで全国転勤を繰り返すと、仕事を続けていくのが難しい場合も出てくる。女性の活躍が多くなってくると、そのようなことにも細かい配慮が必要になってくるのではないかと思う。
- ： それぞれの個別事情には十分な配慮がされている。裁判所では、子育て支援等に関する制度が整っているため、調査官でも育休を 3 年取る方もいる。さらに、現在、働き方の見直しを進めており、子育て等があっても働きやすい職場とするための検討をしているところである。